

機能強化計画の進捗状況(要約)

(別紙様式3)

1. 15年度の全体的な進捗状況及びそれに対する評価

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」について当金庫も、2年間の「集中改善期間」における中小企業の再生と地域経済の活性化、及び健全性確保、収益性向上等に向け役員一丸となり取組んでいるところです。平成15年4月より、これまで1年間、中小企業専門金融機関として、中小企業再生のため、中小企業の力になれるよう、中小企業金融に積極的に取組んできました。取組み開始して、1年が経ちますが、まだまだ中小企業再生・地域経済活性化は、十分な成果を見るまでには至っておりません。しかし、各個別項目について、地域の中企業再生に向け、役員全員で地域のため、地域の信用金庫として、さらなる努力を行ってまいります。

2. 15年10月～16年3月までの全体的な進捗状況及びそれに対する評価

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」実施後、新事業支援強化策の一環として、起業家チャレンジ資金、創業者支援資金などを取組み、また中小企業再生支援専任者が担当している、経営改善支援対象企業10社の経営相談支援も行った。結果は、1社ランクアップさせることが出来た。今後も、経営改善支援対象企業を20社に拡大し、中小企業金融の再生に向けた取組みを強化していきたい。

3. アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況(別紙様式1)

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年度	15年10月～16年3月	
. 中小企業金融の再生に向けた取組み						
1. 創業・新事業支援機能等の強化						
(1)業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	中小企業再生支援担当者等研修に1名参加。企業再生支援講座に4名参加。融資部トレーナーの実施。融資渉外講座に4名参加。試行的に行っている企業格付の本格的導入による審査能力の向上。	8月、融資渉外講座に参加する。 9月、中小企業再生支援担当者等研修に参加。 9月、企業再生支援講座に参加する。 10月、融資渉外講座企業再生支援講座の庫内集合研修を実施する。	融資部トレーナーを実施する。関係する講座、研修に参加する。	左記の15年スケジュールのとおり営業店や本部の担当者を外部研修に参加させた。	15年10月、融資渉外講座(全信協)の庫内集合研修を実施した。 15年10月、企業再生支援講座(全信協)の庫内集合研修を実施した。	当初の計画どおり、外部研修に本部および営業店の融資審査担当者を参加させる事ができた。また、左記の庫内集合研修を下期に行い一定の融資審査能力の向上が図られ、中小企業金融の一層の取組みが強化できたものと評価している。
(2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	人材の確保・育成を図るため、外部研修に引き続き派遣していく。そして、自立型人材の確保・育成を図る。	群信協・全信協・中小企業総合事業団等の各種講座・研修に派遣した。	引き続き、群信協・全信協等の各種講座・研修に派遣していく。	平成16年3月末までに、群信協・全信協・中小企業事業団各主催の講座に30名を派遣した。	平成16年3月末までの下期に群信協「税務講座」3名、全信協「目利き力養成講座」2名を派遣した。	これまでも各種外部研修に、毎年職員を派遣していますが、リレーションシップバンキングの主旨に則り、今後も人材の育成を図っていきます。
(3)産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	産学官とのネットワークや日本政策投資銀行との連携よりも商工会議所・商工会等の連携強化。	地元商工会議所・商工会と連携し創業支援的融資を活用。	地元商工会議所・商工会と連携し創業支援的融資を活用。 「1社1技術」への紹介。	創業者支援資金保証のチラシを営業店へ追加配備。 「1社1技術認定」への紹介はなかったが群馬県や館林市制度融資を活用した新規起業資金の融資を行なった。	館林市制度融資「起業家チャレンジ資金」の融資を行なった。 「産業クラスターサポート会議」出席。	地元商工会議所・商工会と連携し市町村・群馬県・保証協会等の創業支援的融資を活用するほか「1社1技術」への紹介を進める。「産業クラスターサポート会議」への参画へも検討。
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化	地元商工会議所・商工会と連携し創業支援的融資を活用する。中小企業等育成型投資ファンドへの投資予定。	地元商工会議所・商工会と連携し創業支援的融資を活用。 中小企業等育成型投資ファンドへの投資。	地元商工会議所・商工会と連携し創業支援的融資を活用。	創業支援的制度融資を活用促進のため群馬県信用保証協会の創業支援資金保証のチラシを営業店へ追加配備。	新規開業資金として群馬県や館林市制度融資を活用した創業支援的融資を取扱った。 群馬県中小企業等育成型投資ファンドへの投資も実施した。	地元商工会議所・商工会と連携強化し、市町村・群馬県・保証協会の創業支援的融資を活用。 群馬県中小企業等育成型投資ファンドへの投資。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年度	15年10月～16年3月	
(5) 中小企業支援センターの活用	該当案件発生時、同センターの積極的活用。	中小企業支援センターとの情報交換。	中小企業支援センターとの連携と取組み。	中小企業支援センターとの情報交換は行なわれなかった。	中小企業支援センターとの情報交換会は行なわれなかった。	中小企業支援センターと連携を密にした対応。
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化						
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	経営セミナー・交流会の他、ビジネスマッチングを視野に入れた会員事業所見学会を継続実施。	経営セミナー・講演会・交流会開催。	継続的な経営セミナー・講演会・交流会開催。	講演会3回開催 「事業の繁栄は健康から」37名参加 「中小企業の生き残り発想法」45名参加 「笑い」と中小企業繁栄の秘訣」47名参加	講演会1回開催 「笑い」と中小企業繁栄の秘訣」47名参加	・経営情報交換を目的とした経営セミナーや会員交流会を年3回実施。 ・ビジネス・マッチングを視野に入れた会員事業所見学会を年1回実施。
(2) コンサルティング業務、M & A業務等の取引先企業への支援業務の取組み	FP資格者による相談受付のほか、信金中金・全信協等の専門部署への紹介。		業務推進部内に経営相談室を設置、FP資格者とともに相談業務や相談紹介業務を行なう。			
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	別紙様式3-2、別紙様式3-3参照					
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	取引先である中小企業支援・育成のために、地域金融を通じて地域社会に貢献するためにも各種外部研修に、多くの職員を派遣し外部研修受講者によるOJTを実施している。	下記講座等に派遣した。融資渉外講座・財務講座・税務講座・企業再生支援講座・中小企業再生支援講座・目利き力養成講座 その他	下記講座等に引き続き派遣予定。支店長講座・財務講座・窓口法務講座・目利き力養成講座・融資渉外講座・税務基本講座 その他	平成16年3月末までに、群信協・全信協・中小企業事業団各主催の講座に30名を派遣した。	平成16年3月末までの下期に群信協「税務講座」3名、全信協「目利き力養成講座」2名を派遣した。	中小企業のために存在すること、基本理念に据えて、地域金融に徹していかなければならない。そのためには、職員のレベルアップを図り、顧客のために、地域社会繁栄のために、中小企業の支援・育成、地元住民の生活向上のために邁進していきます。
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	中小企業の財務・経営管理能力の向上を図るため、各種の研修に職員を派遣している。	外部各研修に派遣 各種通信講座の受講	外部各研修に派遣 各種通信講座の受講	群信協講座15名派遣、全信協講座14名派遣、中小企業事業団研修1名派遣、総勢30名を各種の研修に派遣しました。	群信協「税務講座」に3名派遣、全信協「目利き力養成講座」に2名派遣、総勢5名派遣しました。	現在、中小企業の財務・経営管理能力の向上を支援するプロジェクトは、組織していない。今後も、現状計画はありませんが、外部各研修に派遣し、各種通信講座を受講させ、その他公的資格取得奨励制度を導入し、人材育成に取り組んでいる。
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み						
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	取引先企業が倒産してしまうような場合は民事再生等プリパッケージ型再生により事業再生を進めたい。	民事再生法等の勉強会を実施する。該当する取引先企業があれば適切な方法で着手する。	該当する取引先企業があれば適切な方法で着手する。	左記の15年スケジュールのとおり融資部主催にて民事再生法についての勉強会を開催し営業店や本部の担当者に参加させた。	取引先企業に民事再生法に該当する先はなかった。	

項目	具体的な取組み	スケジュール		15年度	進捗状況	備考 (計画の詳細)
		15年度	16年度			
(2)地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	当該の組合設立には県内の各信用金庫と歩調を合わせながら参画していく。また、群馬県および信金中金、県内各信金との情報交換しながら対応していく。	当該組合の組合員となる。営業店の店長、次長を対象とした勉強会を実施する。	該当案件がある場合は積極的に取組んでいく。	左記の15年スケジュールのとおりに融資部主催で企業再生ファンドについての勉強会を開催し営業店や本部の担当者を参加させた。	15年11月、投資事業有限責任組合に加入。2口(金10百万円)のチャレンジファンドを申込した。	
(3)デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	当金庫ではDES、DIPファイナンスの手法を習得していないので、手法の習得を図る為に庫内での勉強会を実施していく。	営業店の店長、次長を対象に勉強会を実施する。	事案の発生に備えたい。	左記の15年スケジュールのとおりに融資部主催でDES、DIPファイナンスの勉強会を営業店や本部の担当者を集め開催し知識の習得を図った。	事案の発生はなかった。	
(4)「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	庫内勉強会を実施して債権流動化、信託業務について知識の習得を図る。	融資部審査担当者、営業店融資担当者を対象とした勉強会を実施する。	必要に応じて左記の勉強会を実施して案件の発生に備えたい。	15年11月、融資部主催でRCC信託機能についての勉強会を担当者を対象に実施した。	事案の発生はなかった。	
(5)産業再生機構の活用	現在、債権買取等の対象となる案件はない。発生時には同機構へ事業再生計画を提出して現実的、具体的な議論を進める。現状では当該機構より中小企業再生支援協議会に持ち込める案件が現実的であると思われる。	同協議会との情報交換。同協議会の業務内容説明会の実施。案件の持ち込み。	案件の有無については営業店に確認し、案件がある場合は中小企業再生支援協議会と連携を図りながら取組んでいく。	5年11月、融資部主催で中小企業再生支援協議会についての勉強会を担当者を対象に実施した。	持ち込める案件はなかった。	
(6)中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	群馬県中小企業再生支援協議会との情報交換を行う。案件を積極的に持ち込む。	同協議会との情報交換。案件の持ち込み	同協議会との情報交換。案件の持ち込み	群馬県中小企業再生支援協議会へ持ち込める案件は現在ない。同協議会の業務内容についての説明会を11月に実施した。	15年10月、融資部審査担当者を関東財務局主催、日本政策投資銀行共催の地域経済再生シンポジウムに参加した。	
(7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	各部・各営業店の融資役員者あるいは、渉外担当者を企業再生支援講座・融資渉外講座・財務講座等へ派遣し、支援スキルの向上を図っていく。	下記講座等に派遣した。融資渉外講座・財務講座・税務講座・企業再生支援講座・中小企業再生支援講座・目利き力養成講座 その他	下記講座等に引き続き派遣予定。支店長講座・財務講座・窓口法務講座・目利き力養成講座・融資渉外講座・税務基本講座 その他	平成16年3月末までに、群信協・全信協・中小企業事業団各主催の講座に30名を派遣した。	平成16年3月末までの下期に群信協「税務講座」3名、全信協「目利き力養成講座」2名を派遣した。	これまでも各種外部研修に、毎年職員を派遣していますが、リレーションシップバンキングの主旨に則り、企業再生支援講座・目利き力養成講座等に比重を高めた人材育成を図っていきます。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考（計画の詳細）
		15年度	16年度	15年度	15年10月～16年3月	
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化						
(1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	キャッシュフローの手法について庫内研修を実施する。施行中の企業格付システムを完全なものとして融資審査面で活用する。	キャッシュフローの手法について庫内研修を実施する。企業信用格付事務説明会を実施する。	関係する研修、事務説明会を必要の都度実施する。	キャッシュフローを重視した融資審査をするために、その手法の研修をおこない、更に現在試行的に行っている企業格付は精度を上げている。	5年11月、融資部主催でキャッシュフローの手法および企業格付についての勉強会を担当者を対象に実施した。	格付を利用した新しい中小企業金融への取組は強化されつつある。なお、取引先業との貸出契約に財務制限条項を付加することは、今後の検討課題と認識している。
(3)証券化等の取組み	信金中金等より情報収集し、債権流動化・証券化について知識の習得を図り案件の発生に備えたい。			現状では取引企業に該当する先はない。	事業の発生はなかった。	
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	TKC会計ソフトによる作成は少ないため、債務者区分が正常先へは優遇金利や無担保融資、融資審査のスピード化。	債務者区分が正常先へは優遇金利や条件付無担保融資を実施。	債務者区分が正常先へは継続的に優遇金利や無担保融資、融資審査のスピード化を実施。	債務者区分が正常先債務者への貸出金利優遇や無担保融資については検討中。	債務者区分が正常先債務者への貸出金利優遇や無担保融資については検討中。	債務者区分が正常先債務者への取組み。 ・上限金額を限定した店長権限の拡大により融資審査のスピード化。 ・貸出金利についても優遇金利を設け金利負担の軽減を図る。 ・正常先債務者については、貸出上限や返済年数等を定めた一定条件の下での無担保融資。
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	企業格付債務者区分から貸出金利の決定や貸出審査の簡素化を行っていく。	SSC企業信用格付の手順に従い最終格付を8月までに終了させ、9月までに格付と自己査定結果をマトリックス表にまとめる。	前年度に従い作業を行う。また、実際に使えるようになるまで検証を繰り返す。	格付作業は遅れていたが、15年8月には14年度の格付作業すべて終了し、直近の自己査定債務者区分との整合性、相関性の検証もおこなった。	15年11月、融資役席者と担当者を対象に15年度の格付事務説明会をおこない、14年度の格付結果の検証と15年度の格付作業スケジュールを決めた。16年1月、融資部での一次格付作業を計画どおり開始することができた。16年6月末日までに完了を予定している。	格付結果から得られるデータからプライミングをおこなう事や格付を融資審査に活用する事には至っていないが、格付の精度は年々上がってきているので、今後は格付実行企業数を増やしていきたい。
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化						
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	各重要書類における法的効力の検証と認識に取組む。	15年度重要書類の検証と事務処理の検証を行う。	保証人に対し書面を交付し認識を確認する。	営業店検査において、債権書類の点検と記入内容の検証を行いました。	不備事項の検討及び改善策の検討をしている状況です。	取引約定書・保証約定書(包括・限定)・金銭消費貸借契約書・保証意思確認記録表等の内容について「書式改定委員会」に提出、協議・検討を行うものとする。
(2)「地域金融円滑化会議」の設置・開催	地域金融円滑化会議の結果を各役員、部長を交えて、十分に検証し参考としたい。	関東財務局前橋財務事務所理財課主催4回の「地域金融円滑化会議」に出席した。今後も参加し、情報交換等いろいろ吸収し、結果を十分に検証し参考としていきたい。	前年度と同様、引き続き参加し結果等を十分に検証し参考として行きたい。	関東財務局前橋財務事務所理財課主催の第1回・第2回「地域金融円滑化会議」に出席。	関東財務局前橋財務事務所理財課主催の第3回・第4回「地域金融円滑化会議」に出席。	地域金融機関として、きめ細かく親切に、長期的信頼関係を維持しつつ、地域住民・中小零細企業の発展のため貢献していきたい。また、地域金融円滑化会議の結果を、十分に検証し参考としたい。
(3)相談・苦情処理体制の強化	営業店・本部にコンプライアンス担当者を任命配置し、相談・苦情処理体制を図っている。	コンプライアンス体制の推進、苦情処理簿記載事項のチェック・検討及び「私たちの行動規範」の徹底。	苦情等の分析を行い、店内研修を実施する。「私たちの行動規範」の反復徹底。	毎月コンプライアンス検査報告書を監査部に提出させ、四半期ごとにコンプライアンス・チェックリストを本部(総務部)報告とし、相談・苦情処理体制を図っている。	これまで、解決出来ない案件(苦情等)なく推移している。	本部および営業店にコンプライアンス担当者を配置し、記録簿に記録し、解決を図っている。案件すべて、本部報告とし、解決策を話し合い、解決に向け推進していく。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年度	15年10月～16年3月	
6. 進捗状況の公表	当金庫が実施するアクションプログラム項目の進捗状況は、年2回の(9月末・3月末)ディスクロージャー誌により公表する。	4月～9月末までを平成15年11月に公表しました。10月～3月末までを平成16年8月頃までに公表する。	4月～9月末までを平成16年11月頃までに公表する。10月～3月末までを平成17年8月頃までに公表する。	4月～9月末までのアクションプログラム項目の進捗状況を平成15年10月発行のディスクロージャー誌に公表しました。	10月～3月末までのアクションプログラム項目の進捗状況を平成16年8月頃までに公表する。	
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み						
1. 資産査定、信用リスク管理の強化						
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	資産査定の事務説明会や研修を行い、改定した「資産査定基準」及び「資産査定の手引き」についての理解を深めていく。	資産査定事務説明会及び研修の実施。	継続的に資産査定事務説明会及び研修を実施する。	15年9月に金融庁検査の結果について指摘を受けた事項について、資産監査部署内6名で事務打合せを実施し、また各営業店に対しては15年12月3日研修会を実施した。	15年12月3日各営業店の査定責任者に対して研修会を実施した。	・「資産査定基準」及び「資産査定の手引き」の改定 ・資産査定の説明会及び研修の実施
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	破綻懸念先以下の土地の評価については、資産査定基準の評価方法のほか固定資産税評価額に倍率表の倍率を乗じて算出することを検討する。評価の精度の検証は営業店から資産監査部署へ定型化した明細により報告させて、差額(乖離)を検証する。	評価精度の検証については、下期から実施を予定している。	破綻懸念先以下の債務者に関わる土地の評価方法の改定を予定している。	評価精度の検証については、15年度下期より営業店に不動産担保売却が発生した場合、「不動産担保売却報告書」による報告を義務づけた。	15年10月より毎月「不動産担保売却報告書」の提出させている。	破綻懸念先以下の土地の評価方法に、資産査定基準の評価方法のほか固定資産税評価額の倍率表の倍率を乗じて算出することを検討していく。また、評価精度の検証については、15年度下期より営業店から資産監査部署へ定型化した明細により報告させて差額(乖離)を検証する。
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	15年3月期から保全状況も開示している。	15年3月期から保全状況も開示している。	平成16年3月期も保全状況も含めた開示を実施予定。	15年3月期から保全状況も開示している。	15年3月期から保全状況も開示している。	
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上						
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	企業格付制度は信用リスク管理の基礎である事は認識しているため本格的導入を検討したい。	自己査定を行った一般査定先から企業格付対象先を再リストアップする。本部集合研修、ロジック講習会に参加する。	格付結果が融資審査担当者の実感に合うまで検証を行う。	14年度の格付作業は15年8月に一次格付を終え、自己査定債務者区分との整合性を確認し、勘定科目の入力ミスの点検もおこなった。	15年11月、格付事務説明会を当初の計画のとおりおこなった。	企業格付は年々精度が上がってきているが、まだ実際に使えるものになっておらず、内部格付制度の構築やライティングのための基準整備も出ていない。その構築、整備のためには営業店担当者のスキルの向上と格付実行企業数を増やすことが課題であると認識している。この前者の課題に対しては、格付作業の検証やロジック研修を引続き行う事で対応して行きたい。
3. ガバナンスの強化						
(2) 半期開示の実施	毎年、2回ディスクロージャー誌を発行し、当金庫の情報を開示して行く。	4月～9月末までを平成15年10月に公表しました。10月～3月末までを平成16年8月頃までに公表する。	引き続き毎年2回ディスクロージャー誌を発行して行く。	4月～9月末までのアクションプログラム項目の進捗状況を平成15年10月発行のディスクロージャー誌に公表しました。	10月～3月末までのアクションプログラム項目の進捗状況を平成16年8月頃までに公表します。	会員や顧客との良好な関係づくりを通して、地域金融機関として評価を受け信頼を得るためにも、常に情報を開示し、地域に経済的、社会的貢献をしていきます。
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	新日本監査法人と監査契約により法定監査を受けています。	監査基準に準拠した財務諸表等の監査	平成15年度と同様に監査基準に準拠した財務諸表の作成		平成15年度の期末監査は4月～5月に実施し6月24日に監査報告書を受領予定	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年度	15年10月～16年3月	
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	総代の選考基準を定め全信協での検討結果を踏まえ、総代会の仕組み、総代の役割、総代選考基準や選考方法等ディスクロージャー誌に掲載する項目を検討する等。	全信協がとりまとめた情報開示の必須事項をもとに、総代会機能向上策を全般的に検討。ディスクロージャー誌への掲載方法を検討、確定し、総代選考基準を定める。	一定の取引がある会員を対象に、総代会の主な議案について説明し、意見を聴取。会員の意見を総代会で紹介し、ディスクロージャー誌に関するアンケート・ヒアリングを実施し、総代会制度等に対する理解状況を把握。	現在、全信協がとりまとめた情報開示の必須事項をもとに、総代会機能向上策を検討中。	現在、全信協がとりまとめた情報開示の必須事項をもとに、総代会機能向上策を検討中。	現状の分析と評価を踏まえ、全信協がとりまとめる総代会機能向上策をもとに対応することとする。なお、総代の定年制等当金庫だけで対応できるもの以外については、現在の総代や会員の意見を踏まえ検討することとする。
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針	新日本監査法人と監査契約により法定監査を受けています。	監査基準に準拠した財務諸表等の監査	平成15年度と同様に監査基準に準拠した財務諸表の作成		平成15年度の期末監査は4月～5月に実施し6月24日に監査報告書を受領予定	
(3) 経営(マネジメント)の質の向上に向けた取組み	人材の確保・育成を図るため、外部研修に引き続き派遣していく。そして、自立型人材の確保・育成を図る。	群信協・全信協・中小企業総合事業団等の各種講座・研修に派遣した。	引き続き、群信協・全信協等の各種講座・研修に派遣していく。	平成16年3月末までに、群信協・全信協・中小企業事業団各主催の講座に30名を派遣した。	平成16年3月末までの下期に群信協「税務講座」3名、全信協「目利き力養成講座」2名を派遣した。	地域の金融に貢献するという社会的使命からも、人材育成は重要であり、毎年定期的に外部研修に派遣していく予定。
4. 地域貢献に関する情報開示等						
(1) 地域貢献に関する情報開示	地域住民の要望にマッチした貢献活動の実施。地域のお金は地域に還元。	地域住民の要望に沿った地域貢献活動と小口融資および地域経済の活性化。	継続的な地域貢献活動実施と小口融資・地域経済の活性化。	献血活動に職員50名参加。館林・大泉・板倉・邑楽町・明和のお祭りに126名参加。「たてしん夏季特別融資」を取扱った。	「館林まちづくり支援資金」、「たてしん冬季特別融資」を取扱った。「館林プレミアム消費券」換金業務を担当した。	【社会文化的な貢献活動】 現在の地域貢献活動をより充実させるため、お客様アンケート「ご意見承りカード」のご意見欄に注視、地域住民の要望にマッチした地域貢献活動を実施。ディスクロージャー誌で開示。 【経済的な貢献活動】 「地域のお金は地域に還元」を基本方針とし、制度的融資や小口融資の積極融資。
5. 法令等遵守(コンプライアンス)						
行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	モラルの崩壊・愛社精神の低下など多くの企業で直面していますが、きめ細かな現場教育、研修が必要です。当金庫においても、重要であると認識しており、コンプライアンス体制の整備を図っています。	毎月「コンプライアンス」の検査報告書を監査部に報告、四半期ごとに各営業店コンプライアンスチェックリスト、各本部コンプライアンスチェックリストを統括部署(総務部)に提出している。	毎月「コンプライアンス」の検査報告書を監査部に報告、四半期ごとに各営業店コンプライアンスチェックリスト、各本部コンプライアンスチェックリストを統括部署(総務部)に提出している。	各営業店・各本部において、コンプライアンス体制をよりよく確立するために、OJT等を通じて意識付けを行っている。	各営業店・各本部において、コンプライアンス体制をよりよく確立するために、OJT等を通じて意識付けを行っている。	地域金融機関として、地域社会の構成員の一人として、当然果たさなければならない事を徹底し、コンプライアンスの重要性を常に役員全員で認識し、体制整備を図っています。

(備考)別紙様式1による個別項目の計画数・・・36

3. その他関連する取組み(別紙様式2)

項 目	具体的な取組み	進捗状況	
		15年度	15年10月～16年3月

経営改善支援の取組み実績

館林信用金庫

【15年度(15年4月～16年3月)】

(単位:先数)

		期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者区 分が上昇した先数	のうち期末に債務者区 分が変化しなかった先
正常先		838			
要 注 意 先	うちその他要注意先	300	1		1
	うち要管理先	93	9	1	6
破綻懸念先		119			
実質破綻先		102			
破綻先		18			
合 計		1,470	10	1	7

注) ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 ・ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるものの には含めない。
 ・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。
 ・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については
 (仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても) 期初の債務者区分に従って整理すること。
 ・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。